

酒々井町農業委員会 9月総会会議録

平成30年9月5日（水）

分庁舎2階第1多目的室

午後3時58分から午後4時59分まで

- 局長 それでは定刻前ですが、会長お願いいたします。
- 会長 皆様、ご苦労様です。稲刈りの最中ということで、会議は短縮しながらやっていたと思います。私も3町歩程残っています。よろしく願いします。それでは、ただいまから平成30年9月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案1件、その他3件ですので、よろしく願いします。
- 局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。
- 議長 それでは、議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、8番 相京文夫委員、1番 宮田早苗委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。
- 議長 それでは、議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。
- 局長 議案 農地法第5条許可申請について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲受人は、東京都江戸川区に住所を有する法人、譲渡人は、千葉市中央区在住者及び埼玉県飯能市在住者の共有名義です。申請地は、上本佐倉の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で340㎡です。申請理由は既存駐車場の一部を道路事業用地（町道拡幅）として譲渡したことにより不足する来客用及び社員用駐車場を確保するため、権利の種類等は所有権移転です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。2ページ、3ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、土地所有者双方と町との3者契約書の写しが添付されており、土地代金及び移転補償は、町から支払われることとなり、問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成30年9月28日着工、平成30年10月31日完了予定です。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障につい

- 申請代理人 はい、そうです。
- 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。
- 申請代理人 このような場面は久しぶりで大変緊張しておりますので、ご迷惑をお掛けするかもしれませんがよろしくお願いいたします。本日はご多忙の中、ありがとうございます。代理人の行政書士をやっております〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。早速で恐縮ですが、本案件について説明させていただきます。譲受人は〇〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん、本社は東京都江戸川区〇〇〇〇〇、酒々井営業所は上本佐倉です。譲渡人は、千葉市中央区〇〇〇〇、〇〇〇〇さんと埼玉県飯能市〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。本件の申請につきましては、歴史・文化へのアクセス道路として〇〇〇〇〇まで延伸計画があり、町道〇〇-〇〇〇号線の拡幅及び酒々井町の道路改良事業にかかる土地使用により減少する来客用駐車スペースを隣接地に確保するために農地転用の許可を申請するものです。事業内容についてですが、駐車場の造成については埋立は行いません。アスファルトによる表層工を実施します。また、申請地は会社に隣接する平坦地であり、立地条件も良く来客者に迷惑が及ばないように考慮しております。地目別面積の合計は畑340㎡です。防水計画につきましては、用水等は駐車場のためありません。その他も特にありません。工事中、車両の出入りが頻繁な場合は、交通誘導員を配置して安全を確保致します。周辺農地に対しては、土砂の流出・日照等、営農には影響のないものと考えています。最後になりますが、駐車台数の算定は1台あたり25㎡とし、10台から13台駐車スペースを確保するものです。以上が計画になりますので、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- 綿貫農業委員 1点伺いたいのですが、雨水は敷地内浸透で、造成工事としてアスファルトによる表層工を実施するということですが、雨水が浸透するようなアスファルトなのですか。
- 申請代理人 極力自然浸透できるような状態にしようと思っておりますが、オーバーフロー分については道路側溝の雨水枡に流します。
- 議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人

におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、議案 農地法第5条許可申請について、採決を行います。
許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきま
しては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、その他の（1）農地のあっせん依頼について、事務局より説明をお
願いします。

<事務局説明>

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら
お願いします。

（質問、意見等あり）

議 長 他にないようですので、次にその他の（2）遊休農地利用状況調査につい
て、事務局より説明をお願いします。

<事務局説明>

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら
お願いします。

（質問、意見等あり）

議 長 他にないようですので、次に、その他の（3）について事務局から何かあ
りましたらお願いします。

<平成30年7月豪雨災害義援金について>

<2018年版業務必携の配布について>

<研修会の開催日程について>

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 2日の火曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、2日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、2日の火曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。